

## 令和7年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修） (特定の者対象) 実施要領

### 1 研修の目的

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、施設及び在宅において、特定の者に対して安全かつ適切にたんの吸引等を実施することができる介護職員等を養成する。

### 2 実施主体 福島県

### 3 研修名 令和7年度福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）

### 4 研修期間及び研修会場

#### (1) 基本研修（全2日間）

ア 日時 1日目：令和7年12月16日（火）10：00～16：20

2日目：令和7年12月17日（水）9：00～16：00

イ 場所 福島県社会福祉事業団 太陽の国交流センター  
(西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-1)

#### (2) 実地研修

ア 日時 利用者、主治医及び指導看護師等との調整のもと随時実施（※令和8年2月27日までに修了する見込みであること。）

イ 場所 利用者がいる居宅もしくは、通所・入所施設等

### 5 研修対象者

#### (1) 「基本研修及び実地研修」を申し込む場合

ア 介護福祉士、指定障害福祉サービス事業所・障害者（児）施設等で業務に従事している介護職員、保育士等であって、特定の者（特定の個人）に対して、たんの吸引・経管栄養を行う必要のある者（以下、「介護職員等」という。）

ただし、以下の者を除く。

医療機関・介護療養病床・重症心身障害児施設に勤務する介護職員等、「不特定多数（すべての方）」に対して、たんの吸引・経管栄養の行為を行うことを希望する介護職員等（「不特定多数」対象の研修を受講する者を含む。）

イ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）の所持者であって、認定証に記載されていない利用者もしくは行為を新たに実施する者

#### (2) 「実地研修」のみ申し込む場合

介護職員等であって「福島県介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（特定の者対象）」の修了者又は基本研修合格者

### 6 受講要件

以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 利用者本人（もしくは、その家族）から、実地研修の協力について同意を得られること。
- (2) 実地研修及び今後たん吸引等を介護職員等が実施することに対し、医師から指示があること。
- (3) 実地研修における指導職員（医師、看護師等）を確保できること。なお、指導職員に対し、あらかじめマニュアルやDVD等による指導職員養成研修（自主学習）を行うことについて了解を得ること。
- (4) 実地研修に際しては、事業所として安全性を確保し、体制を整備すること。

※詳しい内容は、「福島県喀痰吸引等事業者等登録申請等実施要綱」を参照すること。

## 7 研修内容

### (1) カリキュラム

別表1及び2のとおり

### (2) 評価

#### ア 基本研修

##### ① 講義

講義の修得状況の確認は、筆記試験によって行う。

##### ② 演習

演習の評価は、厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要綱」別添3に基づき、指導看護師等が実施する。

#### イ 実地研修

実地研修の評価は、厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要綱」別添3に基づき、指導職員が実施する。

### (3) 修了証明書の交付等

全課程を修了した介護職員等に対し、修了証明書を交付するものとする。

## 8 受講の申し込み等

### (1) 提出書類

ア 「受講申込書」(受講希望する職員1名に対し利用者1名を1枚ずつ)

イ 「実地研修における確認票」(事業所ごとに1枚)

ウ 「実地研修」のみ申し込む場合は、上記ア及びイに加えて、次の書類のいずれかを提出

・「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）」の写し

・「福島県介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（特定の者対象）基本研修」の合格通知書の写し

### (2) 提出先（郵送のみ）

提出先 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県障がい福祉課 在宅福祉 佐藤 あて

※1 封筒に「たん吸引研修申込書」と記入すること。

※2 返信用封筒として、角2封筒(A4用紙が折らずに入る封筒)に140円切手を貼付して同封すること。(事業所の住所を記入。)

※3 同一事業所から複数人申し込む場合には、事業所ごとに提出すること。

### (3) 申込み期日

ア 基本研修+実地研修の者 令和7年11月21日（金）必着

イ 実地研修のみの者 令和8年 1月30日（金）必着

ただし、実地研修が令和8年2月27日（金）までに修了できる者に限る。

### (4) 受講決定

申し込み多数の場合には、各事業所等の状況を勘案し、決定する。

決定後、障がい福祉課から通知する。

### (5) 研修費用

ア 受講経費は無料とする。

イ テキストは、各自以下の書籍を購入し、研修会場に持参すること。

「第三号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト」

中央法規出版 定価 本体2,800円（税別）

ウ 交通費等は受講者（事業所）負担とする。

エ 実地研修時に必要となる損害保険料及びかかりつけ医からの指示書に係る経費については受講者（事業所）負担とする。

# 令和7年度福島県喀痰吸引等研修(第三号研修)

## (特定の者対象)受講のための注意事項

### 1 個人情報等について

ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。提出された受講申込書等については返却しませんので、予めご了承ください。

### 2 「特定の者」の対象となるケースについて

ALS等の重度障がい者について、利用者とのコミュニケーションなど利用者と介護職員との個別的な関係性が重視される場合になります。

#### 【該当する障がいの例】

筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重症心身障害等

### 3 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医療行為の範囲は以下のとおりです。

たんの吸引	口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部	口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
経管栄養	胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養	胃ろう・腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、定期的に看護職員が行う。

### 4 基本研修における試験について

試験は、20問（四肢択一）で試験時間は30分で行います。9割以上正解した者を合格者とし、実地研修を実施できるものとします。

不合格者は再試験を実施する予定です。（日程は未定）

### 5 基本研修試験合格者

基本研修合格者には、県から証明書を送付いたします。同時に、実地研修についての取扱い要領及び指導職員に対する自主学習のためのDVD及びマニュアル、報告書の様式等をお送りいたしますので、証明書の到着後、実地研修を開始してください。

なお、利用者の状態等により、実地研修が予定どおり進まない場合で、令和8年2月27日（金）までに修了できないことが見込まれる場合には、県障がい福祉課までご連絡ください。

### 6 実地研修

実地研修は、指導者養成研修（自主学習）を修了した訪問看護ステーションや医療機関の看護師等の指導の下、介護職員が実際担当する対象者の自宅等において、該当する行為それぞれについて実施します。

習得程度の審査方法については、厚生労働省「喀痰吸引等研修実施要綱」別添3によるものとします。

#### (1) 指導職員等

実地研修での指導者は、当該対象者に対し日頃から連携を図っている訪問看護ステーションや医療機関の看護師等となります。指導者は、事前に自主学習等をする必要がありますので、あらかじめ、関係する訪問看護ステーションや医療機関に対し、実地研修における指導の協力要請を行ってください。

実地研修についての取扱い要領及び指導職員に対する自主学習のためのDVD及びマニュアル、報告書の様式等をお送りいたしますので、事業所において日程等を調整し、実施してください。

## (2) 事業所での準備

実地研修に際しては、安全性を確保し、体制を整備したうえで実施してください。

実地研修の受講に当たっては、下記ア～ウを準備し、また下記エ①～⑨に掲げる体制を整備してください。

ア 利用者又は家族からの同意書

イ 利用者のかかりつけ医の書面による指示書

ウ 損害保険の加入について証明できる書類

エ 実地研修における体制の確認

① 家族、かかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等の役割分担や連携体制

② 実地研修の個別具体的な計画の整備

③ 技術の手順書の整備

④ 定期的なケア・カンファレンスの実施（在宅の場合）

または関係者からなる安全委員会の設置（施設等の場合）

⑤ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。

⑥ ヒヤリハット事例の蓄積・分析

⑦ 夜間を含めた緊急時の対応の手順を整備するとともに、定期的な訓練の実施

⑧ 感染の予防等、安全・衛生面の管理

⑨ 医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制の整備

## (3) 実地研修の期限

令和7年度における実地研修は令和8年2月27日（金）まで修了した場合を対象とします。なお、実地研修が終わらない場合も、基本研修修了時（試験合格後）に証明書をお渡しいたします。

## (4) 実地研修のみを実施する場合

次の例による場合等が該当します。その他の場合には、お問い合わせください。なお、「違法性阻却」による経過措置対象の介護職員等が新たな利用者・新たな行為を実施する場合には、原則的には「基本研修」から受講してください。

### ＜参考例＞

・既に基本研修・実地研修を修了した者

→新しい利用者に対して実施したい。または、既に認定された行為以外について実施したい。

## 7 研修修了後について

本研修を修了しただけでは、たん吸引等を実施することはできません。

たん吸引等を実施するためには、「認定特定行為業務従事者認定証」（以下「認定証」という。）の交付を受ける必要があります。

研修を修了した介護職員等は、修了証書受領後、認定証の交付を受けるため、県に申請をしてください。なお、実地研修のみを追加で受けた場合にも、認定証の交付は必要です。

その後、認定証の交付を受けた介護職員等を雇用し、たんの吸引等を行う事業者は、県に「登録特定行為事業者」としての登録申請をしてください。

「認定証」は「誰が」「誰に」「何を」がセットです。一つでも変われば、別の認定証が必要になります。

別表1 基本研修カリキュラム

日時	科目	中項目	時間数
1 日 目	10:00～12:00	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2.0
	13:00～16:20	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	3.0
2 日 目	9:00～12:00	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	3.0
	13:00～14:50	喀痰吸引等に関する演習	1.5
	15:30～16:00	筆記試験	

別表2 実地研修カリキュラム

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断されるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	